

基安化発 1202 第 1 号
平成 28 年 12 月 2 日

都道府県労働局労働基準部
健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について

鉄道車両における石綿製品の譲渡又は提供等の禁止については、平成 25 年 3 月 7 日付け基安化発 0307 第 3 号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」等により徹底を図ってきたところである。

しかしながら、鉄道車両における心皿ブッシュ等に石綿を含有することを把握できないまま転売等した事案が本年 9 月に発覚したことを契機に、複数の鉄道会社で同種事案が発覚した。

については、このような事案の再発を防止するため、別添 1（例）により管轄する鉄道事業者（本社所在地）あて、石綿含有製品の点検等について要請されたい。

なお、別添 2 のとおり、一般社団法人日本鉄道車輛工業会あて要請しているので了知されたい。

日付

(鉄道事業者) 殿

●●労働局労働基準部
●●課長

鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について（要請）

日頃は労働安全衛生行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての製品等は製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、廃棄等の際には健康障害防止措置が義務づけられていますが、別紙の通り、石綿の有無が把握されていなかったためにこれらが遵守されなかった事例が発生しております。

これまでも厚生労働省から関係団体を通じて法令の遵守徹底をお願いしてきたところですが、こうした事案を受け、個々の事業者に直接要請したく、貴社において下記事項が適正に行われているか否かについて、今一度点検していただきますようお願いいたします。

また、点検の結果、譲渡・提供等の事案が発覚した場合は、速やかに回収するとともに、当課及び事業場を管轄する労働基準監督署あて報告いただきますようお願いいたします。

なお、関係リーフレットを参考に添付いたします。

記

- 1 鉄道車両内の全ての部品、塗料等について、図面で確認することや製造メーカーに問い合わせる等して石綿含有の有無を確認すること。確認してもなお石綿含有が不明な場合は、製造メーカーの協力を得て、当該部品等について分析を行い石綿含有の有無を特定すること。

直ちに全部品等の点検を行うことが困難である場合は、廃棄・譲渡等までに全部品等の点検が確実に行われるよう、点検漏れが生じないような管理規程等を整備すること。

その他、鉄道車両に限らず、石綿を含有するおそれのある製品について、

石綿の有無について必要な確認を行うこと。

- 2 石綿を含有した部品、塗料等やスクラップについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき廃棄し、譲渡又は提供しないこと。

別紙

鉄道車両部品に石綿が含有することを把握できず、譲渡等が行われた事案

<p>平成 28 年</p>	<p>鉄道車両の部品である、心皿(しんざら)ブッシュ、台車軸箱支持装置案内子、側受スリ板、ブレーキてこ部スリ板、制輪子脱出止め部スリ板について、石綿が含有されることを把握していなかったもの。</p> <p>そのため、部品交換時や車両解体時に、「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者の選任などの労働者への石綿ばく露防止対策がとられなかった。また、石綿が含有しないとして廃棄物処理されるとともに、石綿の譲渡は禁止されているガリサイクルにより転売されるなどした。</p> <p>把握していなかった経緯等は各鉄道事業者によって異なるが、これまでに把握している範囲の経緯等は次の通り：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台車のスリ板には石綿が含有するものがあることが広く知られているため、社内で「スリ板」と呼称していた部品は調査はしていたが、スリ板の一類型又は類似品である心皿ブッシュや台車軸箱支持装置案内子について調査を行っていなかったもの。 ・定期点検部門では石綿の含有を把握していたが、その他の部門でその情報を把握していなかったもの ・車両部門では石綿の含有を把握していたが、解体業者に発注する部門でその情報を把握していなかったもの
<p>平成 27 年</p>	<p>鉄道車両を処分するに当たり、鉄道会社からの石綿が含有しないとの誤った情報により、解体業者が、石綿含有断熱材(アンダーシール)が使用された鉄道車両の切断等を行ったもの。</p> <p>「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者の選任など労働者への石綿ばく露防止対策がとられなかった。</p>

その他

<p>平成 28 年</p>	<p>線路沿いに設置する防音壁に石綿が含まれているが、それを把握できないまま、廃棄処理を行ったもの。</p> <p>そのため、部品交換時や車両解体時に、「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者の選任などの労働者への石綿ばく露防止対策がとられなかった。また、石綿が含有しないとして廃棄物処理された。</p> <p>防音壁の製造を発注した別企業の仕様書では「ノンアスベスト」と記載されていた。</p>
----------------	---

鉄道車両に使用されていたアスベスト含有部品等の取扱いにご留意ください

アスベストを0.1%を超えて含有するすべての製品は、製造、輸入、使用等全面禁止されています。鉄道車両の解体に当たっては、事前にアスベストの含有の有無を確認し、アスベストによる労働ばく露や環境への飛散がないよう対策を講ずるとともに、アスベスト含有する部品等については、適切に廃棄の上、販売等しないようご注意ください。

過去製造時にアスベストが使用されていた鉄道車両の主な部品等

【車体関係】車体の屋根や外板の吹き付け断熱材、台枠や外板のアンダーシール(瀝青系さび止め断熱塗料)など

【台車関係】踏面ブレーキ用レジン制輪子、台車摺動部及び自連胴受等のスリ板

【電気関係】抵抗器類(主抵抗器、補助抵抗器)、遮断器、制御器、断流器(アークシュート)、スイッチ類(車掌スイッチ、前後切換スイッチ、カノピースイッチ、接地スイッチ等)、戸閉装置、交直切替器補助機器、空調装置、灯具、警笛等の断熱材、絶縁材、ジョイントシート等

【ぎ装関係等】空気圧縮機、エンジン、カートリッジヒーター、窓枠、配管の継手部分、通風・排気等のダクト用たわみ継手等のパッキン、ガスケット蒸気配管、シリンダー部、排気管や暖房管等の石綿断熱用布

鉄道車両以外で次のような鉄道関係の施設内などでもアスベストが使用されていた場合があります。

ホームの屋根(スレート屋根等)、天井等の塗装や防火区画材、事務所等内の吹き付け、変電所の機器内部品

上記の表は、主な例を示しているものです。上記以外でもアスベストを含有する車両部品等は存在する可能性があります。その他、アスベスト製品は、主に断熱、防音、防食、しゅう動、機密、保温、電気絶縁などの目的で各種部品等に使用されていることがあります。



アスベストを含有する鉄道車両の解体時の主な規制と望ましい措置

1. 事前調査

車両内の全ての部品について、図面、鉄道事業者や製造メーカーに問い合わせる等してアスベストの含有の有無の確認し、不明な場合は、分析。

2. 発注者の通知

解体業務を他社に請け負わず場合には、当該車両のアスベスト含有部品の存在について知りうる情報を通知。

3. 手ばらしの除去

アスベストを含有する部品等は原則手ばらしにより破碎せず除去。
切断等やむを得ない場合は、下記4及び5の措置。

4. 隔離措置

アスベストを含有する吹き付けや塗料等除去作業において切断等を行いアスベストの飛散のおそれがある場合は、プラスチックシート等を使用して隔離措置。
隔離に当たっては、アスベストが付着した機器等を外部に持ち出されないよう、前室等を設置し、また、高濃度の飛散のおそれがある場合は、集じん機等を設置し濃度低減措置。

5. 湿潤化(石綿障害予防規則(以下「石綿則」という)第13条)

アスベストを含有する吹き付けや塗料等除去作業において切断等を行いアスベストの飛散のおそれがある場合は、該当部分を湿潤化。

6. 石綿作業主任者の選任(石綿則19条)、労働者の特別教育(石綿則27条)

石綿作業主任者技能講習を修了した者から石綿作業主任者の選任。解体等作業に従事するすべての労働者に特別教育が必要。

7. 適切な保護具の使用(石綿則14条)

作業者は、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替式防じんマスク等作業に応じた適切なマスクを着用し、周辺作業者にも取替式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク等の着用。

8. その他

その他、作業の記録及び保管(石綿則35条)、健康診断(石綿則40条)等石綿則に基づく措置の他、廃棄物の取扱いに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき廃棄。

別添 2

基安化発 1202 第 2 号
平成 28 年 12 月 2 日

一般社団法人日本鉄道車輛工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について（協力依頼）

石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するすべての製品等について、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、廃棄等の際には健康障害防止措置が義務づけられていますが、別紙の通り、石綿の有無が把握されていなかったためにこれらが遵守されなかった事例が発生しております。

これまでも、貴団体を通じて関係事業者の法令の遵守徹底をお願いしてきたところですが、こうした事案を受け、別添の通り、都道府県労働局から個々の鉄道事業者へ直接要請を行うことにいたしました。

貴会におかれては、メーカーやユーザー（鉄道事業者）等関係事業者において石綿の使用に関する情報の共有を促進するなど、貴会関係事業者に対する指導等をお願いいたします。